

22 摂津国島上郡広瀬村水無瀬家文書（公家）（現 大阪府三島郡島本町広瀬）
ア 4-7-5-1～3、ア 4-7-6-1～3

2022 年度整理

● 摂津国島上郡広瀬村水無瀬家文書の整理について

6 箱に分蔵された文書で、過去に整理されて番号が付けられている。各箱に記された番号は以下の通りである。

ア 4-7-5-1	水無瀬家文書	1 函	1-4
ア 4-7-5-2	水無瀬家文書	2 函	5-8
ア 4-7-5-3	水無瀬家文書	3 函	9-14
ア 4-7-6-1	水無瀬家文書	4 函	15-22
ア 4-7-6-2	水無瀬家文書	5 函	23-28
ア 4-7-6-3	水無瀬家文書	6 函	29-33

文書は縦帳が 33 冊で、それぞれ番号を付けた付箋が挟み込まれていた。上記右側のハイフン付きの番号は、その箱に収納されている文書の番号を示す（1-4 は 1 番から 4 番まで）。縦帳は全体に虫損がひどく、綴じ外れもあり、状態はよくない。帳内に書状などの文書が挟み込まれているものもある。今回、再整理・目録化にあたり、付箋の番号を資料番号としてそのまま採用し、挟み込みの文書には、それぞれ枝番号を付けた。したがって、親番号は〔33〕までだが、文書の全点数は 107 点である。

● 水無瀬家と家蔵文書について

水無瀬家は、藤原北家の関白藤原道隆（953～995）の子孫、坊門親信（1137～1197）を祖とする上流公家（堂上家）で、家格は羽林家である。親信の子親兼と孫信成は後鳥羽上皇に側近として仕えていたが、上皇は承久の変（1221）で鎌倉幕府方に敗れ、隠岐に流された。配所で没する直前、上皇は信成とその子親成に対し、離宮「水無瀬殿」のあった地を与え、後生を弔うよう遺言した（水無瀬神宮所蔵「後鳥羽天皇宸翰御手印置文」）。親成は離宮跡に、水無瀬宮の起源となる御影堂を営んで上皇の菩提を弔い、その遺領を知行したことから、以後、水無瀬が家名となった。水無瀬家からは、七条家・町尻家・桜井家・山井家が分家したので、水無瀬家を嫡流として、4 庶流を合わせて水無瀬流と呼ぶ。

江戸時代に入り、水無瀬の領知が将軍により安堵される。元和 3 年（1617）9 月、摂津国島上郡広瀬村内で 436 石 5 斗の朱印地を賜り、寛文 5 年（1665）11 月には同村内で 195 石の加増を受けて、朱印地は計 631 石 5 斗となった（『寛文朱印留』）。以後、幕末まで家領に増減はない。水無瀬家の本屋敷は本所である水無瀬にあったが、公家として朝廷に出仕するため、御所の近くに京屋敷を構えていた。

関西大学図書館所蔵の水無瀬家文書は 33 番のもの以外、江戸後期に作成された日記である。いずれも分厚く、表紙に「御日記」と記されているものが多いが、水無瀬家の京屋敷の日記と、水無瀬宮を含む本所の日記に分けられる。両種とも主観を交えず日々の出来事を淡々と記録したもので、本来は毎年書き続けられたと思われる。各日記の地の部分に年号が記されているので、横積み状態で保管されていたのであろう。最後の 33 番文書は、後鳥羽院 600 年忌に関する記録である。

このほか、水無瀬家および水無瀬宮の文書で公刊されている主なものには、『水無瀬神宮文書』（大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告 第 11 輯、1941）、『島本町史 史料篇』（1976）がある。

● 水無瀬家「御日記」について

◎ 水無瀬家「御日記」の残存状況

京屋敷方と本所方の日記について、それぞれの作成年を資料番号と共に示すと、以下の通りになる。不連続ながら、京屋敷方が天明 8 年～文政 13 年（1788～1830）、本所方が宝暦 4 年～文久 3 年（1754～1863）にわたっており、本所方のほうが年代幅が大きく冊数も多い。このなかで、寛政 3（ただし、本所方は 8 月初頭まで）および同 9 年、文政 8・9・11 年は、両方の日記が揃い、水無瀬家の家政全体をカバーすることができる。

京屋敷方日記

〔1〕 天明 8（1788）

〔2〕 寛政 3（1791）・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔18〕 寛政 3（1791）8 月初頭まで

〔3〕 寛政 5（1793）

〔4〕 寛政 9（1797）・・・・・・・・・・・・・・・・・・

〔5〕 寛政 12（1800）

〔6〕 文化 5（1808）

〔7〕 文化 6（1809）

〔8〕 文化 14（1817）

〔9〕 文政 2（1819）

〔10〕 文政 8（1825）・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔29〕 文政 8（1825）

〔11〕 文政 9（1826）・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔30〕 文政 9（1826）

〔12〕 文政 11（1828）・・・・・・・・・・・・・・・・・・〔31〕 文政 11（1828）

〔13〕 文政 12（1829）

〔14〕 文政 13（1830）

本所方日記

〔15〕 宝暦 4（1754）

〔16〕 宝暦 7（1757）

〔17〕 安永 10／天明 1（1781）

〔19〕 寛政 8（1796）

〔20〕 寛政 9（1797）

〔21〕 寛政 11（1799）

〔22〕 文化 2（1805）

〔23〕 文化 7（1810）

〔24〕 文化 9（1812）

〔25〕 文化 13（1816）

〔26〕 文化 15（1818）

〔27〕 文政 4（1821）

〔28〕 文政 5（1822）

〔29〕 文政 8（1825）

〔30〕 文政 9（1826）

〔31〕 文政 11（1828）

〔32〕 文久 3（1863）

◎ 「御日記」に現れる水無瀬家当主

宝暦4・同7年時の当主は水無瀬経業で、当時は従三位（散位）であり、「水無瀬三位」と呼ばれる。かつて右中将であったが、のちに落飾して寿山と号し、宝暦12年（1762）8月10日、58歳で没。ただし、宝暦4・7年の日記に頻出するのは経業ではなく、その息子で「若殿」の水無瀬師成である。おそらく当主が病気のため、後継ぎがその代理を務めていたのであろう。師成は左中将、従三位に進むが、宝暦12年2月5日、父に先んじて29歳で没した。

安永10／天明1年時の当主は水無瀬成徳で、「水無瀬宮内卿」として登場、正三位である。のち改名し、天明8年～寛政3年時は水無瀬忠成であり、日記には「水無瀬宰相」として現れる。忠成は、参議・太宰大弼となって従二位に上り、寛政4年5月15日、57歳で没した。

寛政5年以降、文久3年まで長期にわたる当主は水無瀬有成で、日記には「水無瀬徳夜叉丸」⇒「水無瀬侍従」⇒「水無瀬少将」⇒「水無瀬中将」⇒「水無瀬三位」⇒「水無瀬前中納言」と変化して現れる。有成は忠成の孫であり、父は忠成の子、成貞である。

実は、有成への代替り時、水無瀬家は危機的な状況に直面していた。有成の父成貞は従四位上左近衛少将のまま、寛政4年7月10日、23歳の若さで没しており、有成は同じ年に祖父と父を相次いで失ったのである。このとき、有成は数え年わずか4歳であった。おそらく、水無瀬家の雑掌らが有成を守り育て、家政の運営に尽力していたと思われる。また、水無瀬庶流の桜井家当主が頻繁に本所の有成を尋ねており、親代わりとして後見していたようである。

有成は長じて権大納言、正二位となり、元治元年（1864）8月28日、76歳で没した。

ところで、水無瀬家の「御日記」は、当主自筆の公家日記ではない。京屋敷方も本所方も、複数の家臣の手になるものであり、筆跡は多様である。当主については、一般的に「殿様」と表記されている。

◎ 京屋敷方日記と本所方日記

「御日記」のうち京屋敷方日記は、当主と家臣らの京での動向を主に記録している。さらに、当時の社会情勢の一端もうかがい知ることができる。

水無瀬家は本所の水無瀬に本屋敷を構えており、京屋敷は拝借地である。宝永の大火（1708）で類焼するまでは「丸太町通堺町西」（公家鑑では「元頂妙寺前」と記載）にあったが、その後は「寺町通石薬師下ル所」（同「寺町通今出川下ル町」）に替地を賜った。天明の大火（1788）に被災して仮宅を転々とした後、「下立売油小路西へ入町」（公家鑑による）に移った。

日記には、禁裏・院を中心とした貴族社会の冠婚葬祭・年中行事、年頭・八朔の御礼や贈答、歌会など貴族どうしの付き合い、将軍家の慶弔への対応、京都所司代との関わり、武家伝奏・議奏からの通達、幕府の触れ、寺社の勧進、災害や疾病の記事など、多岐にわたる情報が盛り込まれている。毎日天候を記し、特記事項がない場合は空白とする。筆者はおもに、京屋敷に常駐する留守居と考えられる。

いっぽう、本所方日記は、水無瀬での家政・冠婚葬祭・年中行事、水無瀬宮の神事・仏事・祭礼、宮中関連の護摩祈祷、歌会、摂津国島上郡広瀬村にある家領関係の記事が多い。領内支配は「水無瀬殿役所」が担当し、広瀬村四株の年貢収納、水無瀬川堤普請、不作による減免願いや山崎悪水井路訴訟の対応などが見える。また、水無瀬家の財政窮乏を示す借銀記事も少なくない。

また、本所方日記の中にある〔26〕「御日鑑」（文化15）は、水無瀬宮で行われる勤行や法事に特化したものである。日々当番の寺坊名が記され、諸経の読誦、護摩供、香華・灯明・御供の献備、法楽和歌・

蹴鞠などのほか、堂上方の参詣の記録も見られるが、水無瀬家の人々の動向はほとんど記されていない。明らかに社僧の業務日誌としての性格を持ち、他の本所方日記とは異質で、丁数も少ない。神仏習合における日々の宗教儀礼の有様を示すものとして興味深い。おそらく、社僧によるこの種の文書も、毎年作成されていたのであろう。

京屋敷方・本所方両日記によると、水無瀬家の当主や息子（次期当主）は、水無瀬の「御本殿」と「京御殿」との間を輿または舟で頻繁に往復していることがわかる。また、両所の連絡のために家臣の行き来も多い。

水無瀬家の家臣については、公家鑑によると、同家の雑掌として文化 11 年まで水無瀬宮北面の星坂伊予守・小泉出羽守が、翌 12 年からは星坂左近将監・小泉長門守の名が見え、京屋敷の留守居としては文政 2 年まで吉田主殿が、同 3・4 年に山田主殿がいて、これらの人々は日記にもよく登場する。ほかにも菅沼右膳・近藤多膳・大橋喜内・下村隼人・横田主税・溝口内記・鈴木多門・井上多仲といった家臣が供や使いなど、主人の意を受けて行動している。

◎「御日記」内容の注目点

* 廻状（廻文）の記録

京屋敷方で最も古い天明 8 年日記では、1 月 1 日に、「小朝拝（光格天皇への拝謁）、院（後桜町上皇）への拝礼などは雨天のため 2 日に延期する」との廻状が、武家伝奏の久我大納言信通から届けられている。廻状（廻文）は公家の間で回覧される通知であり、武家伝奏や議奏の雑掌の手になるものが多く、内容は多岐にわたる。宮中の行事や公家の人事に関わるもののほか、京都所司代へ年頭の挨拶に出向くべき日時の通知、幕府の使者（上使）などで入京する武家に対し、堂上家からの音物は無用であるという触れ、将軍家・御三家への祝詞・御機嫌伺いの使者を所司代役宅で受け付ける段取り、公家の朱印状写しの差出し方など、朝幕関係に関わるものも多い。また、毎年 3 月頃には「ようやく花の時節になったが、雑人・群衆の場所への徘徊は無用」との廻状が届けられ、貴族の物見遊山に釘を刺しているのも興味深い。

廻状は本所方日記にも見られる。当主が本所に戻っている場合、当主直披のものは本所に届けられるし、内容的に京屋敷で処理できないものもある。知行地内に通知すべき幕府法令の転達も多い。両日記には、水無瀬家にもたらされた廻状の多くが書き留められていて、史料的价值が高い。

* 天明の京都大火

天明 8 年の京屋敷方日記には、1 月 30 日に発生した「天明の大火」の記事が見える。京都史上最大の災害とされ、市街の 8 割近くが灰燼に帰したという。大火の発生から 2 か月間の日記より、火災とその後の状況を、ほかの主な出来事と合わせて以下に紹介する。

1 月晦日（30 日）の暁 7 時半頃より、鴨川東岸の建仁寺町どんぐり図子の両替屋から出火、北西の強風に煽られて川の西岸へ飛び移り、火口が複数になって、西は千本野辺、南は東六条、北は鞍馬口まで焼け抜け、四御所（禁裏および仙洞・両女院御所）とも炎上した。御所の東側、寺町通石薬師下ル所にあった水無瀬家の京屋敷も深夜子半刻頃に焼失。火は寺町通を北上し、西北へ焼け抜けたが、夜になって風向きが東へ変わり、火は今出川升形へ向かい、出町で火口が行き合って、（2 月 1 日）卯刻過ぎに鎮火した。所どころ焼け残った所は、翌日（2 月 2 日）までも燃え続けた。

出火時、当主忠成は本所の水無瀬におり、京屋敷には息子の成貞が滞在していた。成貞は御所へ御機

嫌伺いに参上し、火災の報を受けた忠成も急遽上京して、申半刻頃に参内。戌刻頃、烏丸通丸太町辺まで火が迫ったので、屋敷の荷物を今出川河原へ次々と運び出した。荷物を大方出した後、畳や建具、雑道具は焼失。

2月1日、河原に出した荷物は、そのままでは不用心なので、下鴨社に頼み、祀官の鴨脚出雲方へ半分を預け、忠成・成貞親子も同家に宿泊する。

2月2日、忠成・成貞が下鴨を出て本所へ下向。成貞の弟隆則が跡を継いだ七条家では、屋敷の蔵が燃え残ったので、当分の間、水無瀬家の留守居ら家臣はそこに住むことにし、今出川河原と下鴨にある荷物も蔵へ移す。

2月3日、焼失した屋敷跡の灰掻きに、本所から人足が大勢上る。京屋敷にあった荷物は当面不用なので、追々本所へ送ることにする。

2月4～6日、親戚筋の公家（油小路家・綾小路家・西大路家・桜井家）へ御機嫌伺いの使者を出す。

2月7日、家臣らが住む七条家の蔵が手狭なので、南禅寺門前の百姓久兵衛の家を借り、道具を移す。

2月8日、七条隆則も、避難していた親戚桜井家の借宅から、久兵衛の家へ引き移る。

2月9日、仮宅の久兵衛家が不勝手なので、同じ南禅寺門前の藤村常玉という者の座敷2間を借り、引き移る。久我家から両伝奏雑掌よりの廻状が来る。被災公家に対し屋敷地の現況調査、拝領・借用・購入の別について書面で回答を要求（14日に久我信道・万里小路政房の両武家伝奏に宛て、藤村常玉の座敷借受けを報告）。当主忠成が聖護院の仮皇居などへ御機嫌伺いに上京、養家であった園池家の白川の仮宅に宿泊し、10日に本所へ戻る。

2月26日、天皇が疱瘡に罹ったとの知らせで、忠成が急遽上京。明日から平癒の祈禱をするようにとの仰せで、「御撫物」を預かる。両伝奏から明日内侍所仮殿の木作り始めの報が入る。

3月1日、成貞が天皇の疱瘡見舞いのため上京。

3月2日、両伝奏雑掌が先月に出された幕府の触れを転達。禁裏炎上のため鳴り物停止を申し付けたが、この1日より解禁。ただし、仮皇居・仮御所近辺では何事も慎み、火の元に注意すること。

3月3日、藤村常玉家が手狭で不勝手なので、八坂塔之上町十輪院に借宅し、七条隆則も共に引き移る。

3月5日、両伝奏から幕府の触れ（2月付）を転達。京都大火につき公儀御用以外で檜材木の売買を禁止。その他の材木は早々切り出し、適正価格で京都へ売買すること。

3月11日、外山・裏松両家より、隣家へ借宅したので挨拶の使いが来る。

3月13日、忠成が上京し、仮皇居へ参内。天皇の疱瘡が癒え、酒湯の祝儀に肴（スルメ2連）を忠成父子から献上。大仏・白川の両女院御所、青蓮院の仙洞御所にも参上し、園池家で宿泊する。

3月18日、久我家から両伝奏雑掌よりの幕府通達の廻状が来る。御所の焼け跡を取り締るため、6か所の門に張り番をつけ、3か所の門は竹矢来で締め切ること、新任の京都所司代松平和泉守乗完（前年12月16日補任）が上京、27・28両日のうちに御太刀・馬代持参で、仮役宅の高台寺方丈へ挨拶に出向くこと。

3月23日、京宅の拝借地について、類焼した石薬師下ル所の屋敷は都の東北寄りにあって水無瀬から遠いうえ100坪余りと狭いため、新たな拝借地は300坪余りを希望する旨の願書を両伝奏宛に出す。

3月28日、忠成が所司代仮役宅に出向く。事前に御太刀1腰・馬代1包（銀10両）を使者が届ける。仮皇居、仙洞・両女院仮御所へも「御眉拭」の祝儀で参賀する。成貞も参内し、親子で肴（スルメ2

連)を献上する。

3月29日、両伝奏から明日内侍所立柱の報が入る。

これ以後も、11月29日には、八坂塔之上町十輪院の借宅から、さらに知恩院新門前梅本町の河原専治という者の座敷を借り、同居の七条隆則も共に引き移ることを、両武家伝奏に届けている。12月には類焼見舞として幕府から銀20枚(860匁)を拝領するなど、興味深い記事が続く。東山の麓に仮御所が置かれたことに応じ、焼け出された公家衆がその近くで仮宅を見つけるのに苦勞しているさまがうかがわれる。水無瀬に本所を持つ水無瀬家は、まだ恵まれていたのかもしれない。被災当事者によって書かれた天明8年日記は、大火とその後の公家社会のようすを生々しく伝える第一級の史料であり、都市災害の歴史的研究に、今後大いに寄与するであろう。